

## 若者に係る各種法令等による呼称・年齢区分

法令等の名称	呼称	年齢区分・定義
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童(小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒(中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	満18歳以上の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	民法上の未成年者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法に基づく 子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学齢期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳までのポスト青年期の者も対象。
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生から概ね18歳までの者
	青年期	青年期を過ぎ、18歳から概ね30歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑や社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者	
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者